

熊本県事業復活おうえん給付金

申請要領（案）

中小法人等・個人事業者等 共通

- 国の「事業復活支援金」を受給している方が対象です。
- 「他都道府県における同様の支援金等」の重複受給はできません。

2022年●月●日

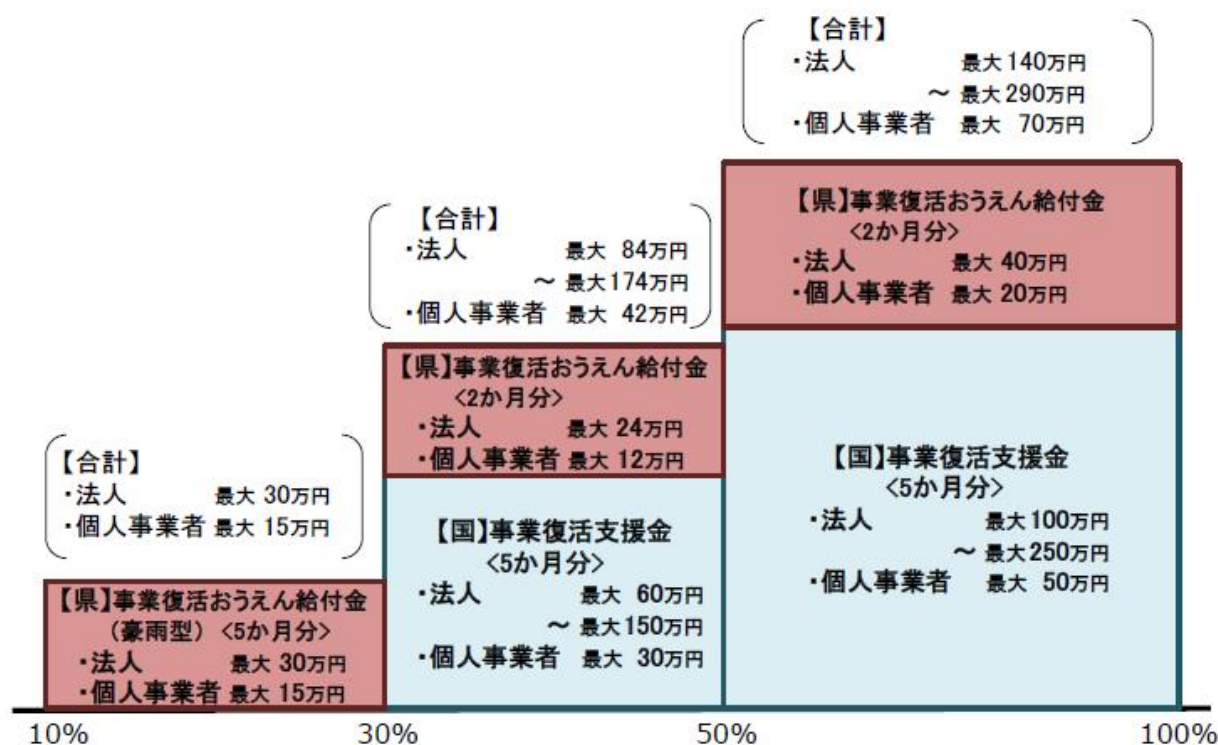
熊本県事業復活おうえん給付金事務局
(熊本県商工会連合会)

目次

熊本県事業復活おうえん給付金の概要	2
<u>1 申請要件を確認する</u>	
(交付要件・不交付要件)	3
(申請期間・方法)	4
<u>2 申請する</u>	
(入力内容・添付書類)	5
(誓約書)	6
(証拠書類等の添付：国の「事業復活支援金の振込みのお知らせ」の写し)	7
(証拠書類等の添付：本人確認書類)	8
<u>3 申請額を確認する</u>	
(交付額の算定方法・算定例)	9
<u>4 申請後</u>	
(申請後の流れ・不正受給時の対応)	10

熊本県事業復活おうえん給付金の概要

「熊本県事業復活おうえん給付金」のイメージ図



令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月の売上高と平成30年11月～令和3年3月までの間の任意の同じ月比の売上減少率

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、国の「事業復活支援金」を受給した方に、**熊本県事業復活おうえん給付金を交付**します。
※「他都道府県における同様の支援金等」を受給された方は対象外となります。

給付額

国の「事業復活支援金」給付額 × 5分の2 により算定します。

ただし、売上減少率に応じて、次の上限額を設ける。

- ①売上が50%以上減少した法人は **40万円**、個人事業者は **20万円**を上限に支援
- ②売上が30%以上50%未満減少した法人は **24万円**、個人事業者は **12万円**を上限に支援

申請期間

2022年4月1日（金）から 2022年7月31日（日）まで

1 申請要件を確認する（交付要件・不交付要件）

交付要件

次のいずれにも該当する場合は、交付対象となります。

- 熊本県内に店舗や事業所等を有している
- 国の「事業復活支援金」を受給している

留意点

熊本県事業復活おうえん給付金は、店舗単位・事業単位でなく、事業者単位で交付します。

不交付要件

次のいずれかに該当する場合は、交付対象外となります。

- ア 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ウ 政治団体
- エ 宗教上の組織若しくは団体
- オ 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者
- カ ①～⑥に掲げる者のほか、熊本県事業復活おうえん給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと会長が認める者

1 申請要件を確認する（申請期間・方法）

申請期間

2022年4月1日（金）から 2022年7月31日（日）まで

申請方法

電子申請による（電子申請フォームは準備中。4月1日公開）

次の熊本県ホームページから電子申請を受付けます。

【電子申請ホームページURL】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/126575.html>

【電子申請ホームページQRコード】



- ※ 持参による申請は、新型コロナウイルス感染症防止の観点から受け付けておりません。
- ※ 書類審査の過程で、書類等の再提出（追加提出）を求められることがあります。
その場合は、郵送等でのご対応をお願いします。

2 申請する（入力内容・添付書類）

入力内容・添付書類

電子申請フォームから、以下のとおり、入力及び書類の添付が必要となります。

書類の名称		申請者が行うこと	参照ページ
①	申請書	電子申請フォームでの入力 （本人情報・口座情報等）	
②	誓約書	電子申請フォームでの入力	P6
③	国の「事業復活支援金」に係る 給付通知書の写し	電子申請フォームでのデータ添付	P7
④	【個人事業者等のみ】 本人確認書類	電子申請フォームでのデータ添付	P8

※ 添付書類は申請後も必ず保管して下さい。

2 申請する（誓約書）

誓約書（5ページ②）

熊本県事業復活おうえん給付金を申請するにあたっては、下記の8項目の全てに対して誓約いただく必要があります。申請する際に必ず内容を確認してください。

- ① 国の「事業復活支援金」を受給しました。
- ② 令和3年（2021年）11月から令和4年（2022年）3月の対象期間において、「他都道府県における同様の支援金等」を受給していません。
- ③ 重複受給や不正受給が判明した場合は、熊本県事業復活おうえん給付金の返還及び交付を受けた事業所等が場合によっては公表されることに同意します。
- ④ 業種に係る営業に必要な許可等を全て有しています。
- ⑤ 熊本県商工会連合会から追加書類提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑥ 後日、熊本県商工会連合会から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ⑦ 申請に当たり提供した情報について、国又は地方公共団体から熊本県商工会連合会に対して、その所管する事務に必要な範囲で提供の依頼があった場合、熊本県商工会連合会が提供することに同意します。
- ⑧ 申請事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等は、熊本県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。熊本県商工会連合会が必要と判断した場合は、申請者の個人情報（法人の場合は代表者のもの）を熊本県警察本部長に提供することに同意します。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が、申請事業所の経営に参画していません。

2 申請する（証拠書類等の添付：国の「事業復活支援金の振込みのお知らせ」の写し）

国の「事業復活支援金の振込みのお知らせ」の写し（5ページ③）

国の「事業復活支援金の振込みのお知らせ」の写しを提出してください。

（「事業復活支援金の振込みのお知らせ」は、見開きのはがきにて、国から郵送があります。）

※「事業復活支援金の振込みのお知らせ」を紛失した場合は、国の「事業復活支援金」が振り込まれたことが分かる通帳の写しを添付すること。（通帳のオモテ面、振込額が確認できる面）名義人は「ジギョウフッカツシエンキン」と記載されていること。

事業復活支援金の振込みのお知らせ

あなたが行った事業復活支援金の申請は受理されました。以下の通り事業復活支援金の振込みを行いますので、お知らせいたします。

※このお知らせは給付の決定をお伝えするものですので、大切に保管してください。

- 申請番号：C12345678922002
- 中小法人名：支援株式会社
- 担当者氏名：支援 順一

給付金額 **2,500,000 円**

振込口座：支援銀行 〇〇〇〇支店
（通帳のコピーにより正しい場合があります。）

ご確認ください 事業復活支援金の振込みのお知らせ

事業復活支援金事務局（プロイテック ファイナンシャルアドバイザー 株式会社）
お問い合わせ先 ホームページ <https://jgyou-fukukatsu.go.jp>
フリーダイヤル **0120-789-140**（通話料がかかります）
受付時間：8:30～19:00（土日、祝日を除く）
※お問い合わせの際は、申請の「申請番号」をお伝えください。
※お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう十分にご注意ください。
※お電話が通じない場合は、こちらまでご連絡ください。

（事業復活支援金の振込み額について）
・振込みは順次行っております。振込口座をご確認ください。
・振込口座へ振り込まない場合、金融機関等への照会により、口座振替を訂正した上で振り込む場合があります。
・振込口座へ振り込まない場合、事務局より申請者へ電話による照会等を行う場合があります。
・事業復活支援金の振込遅延もしくはその他の事由によって生じた損害については、事務局は一切の責任を負いません。

事業復活支援金の振込みのお知らせ

あなたが行った事業復活支援金の申請は受理されました。以下の通り事業復活支援金の振込みを行いますので、お知らせいたします。

※このお知らせは給付の決定をお伝えするものですので、大切に保管してください。

- 申請番号：C12345678922002
- 個人事業者氏名：支援 順一

給付金額 **500,000 円**

振込口座：支援銀行 〇〇〇〇支店
（通帳のコピーにより正しい場合があります。）

ご確認ください 事業復活支援金の振込みのお知らせ

事業復活支援金事務局（プロイテック ファイナンシャルアドバイザー 株式会社）
お問い合わせ先 ホームページ <https://jgyou-fukukatsu.go.jp>
フリーダイヤル **0120-789-140**（通話料がかかります）
受付時間：8:30～19:00（土日、祝日を除く）
※お問い合わせの際は、申請の「申請番号」をお伝えください。
※お電話される際は、番号のかけ間違いのないよう十分にご注意ください。
※お電話が通じない場合は、こちらまでご連絡ください。

（事業復活支援金の振込み額について）
・振込みは順次行っております。振込口座をご確認ください。
・振込口座へ振り込まない場合、金融機関等への照会により、口座振替を訂正した上で振り込む場合があります。
・振込口座へ振り込まない場合、事務局より申請者へ電話による照会等を行う場合があります。
・事業復活支援金の振込遅延もしくはその他の事由によって生じた損害については、事務局は一切の責任を負いません。

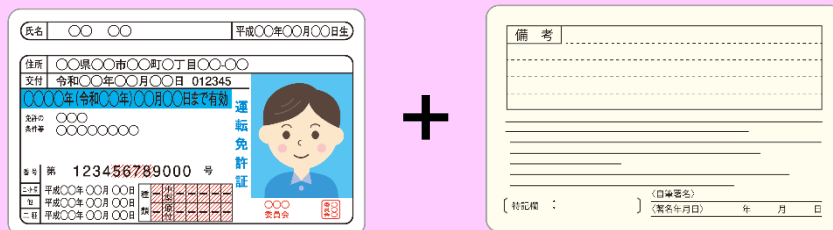
2 申請する（証拠書類等の添付：本人確認書類）

本人確認書類（5 ページ④）

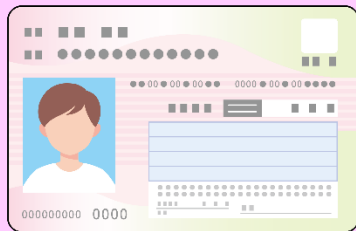
【個人事業者】のみ

本人確認書類は、次のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。いずれの場合も申請を行う日において有効なものであり、記載された住所が申請時の住所と同一のものに限ります。

- (1) **運転免許証（両面）**（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）



- (2) **個人番号カード（オモテ面のみ）**



- (3) 写真付きの**住民基本台帳カード（オモテ面のみ）**

- (4) 在留カード又は特別永住者証明書（両面）

なお、(1) から (4) を保有していない場合は、(5) 又は (6) で代替することができるものとします。

- (5) 住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

3 申請額を確認する（交付額の算定方法・算定例）

交付額の算定方法

熊本県事業復活おうえん給付金の交付額は、

国の「事業復活支援金」給付額 × 5分の2 により算定します。

※上記の額に一元未満の端数があるときは、端数切り捨て。

売上減少率50%以上の場合、法人は**40万円**、個人事業者は**20万円**を**上限**とします。

売上減少率30%以上50%未満の場合、法人は**24万円**、個人事業者は**12万円**を**上限**とします。

交付額の算定例

算定例1【法人の場合】

(A) : 売上が50%以上減少し、国の「事業復活支援金」を150万円受給した場合

(B) : 売上が30%以上50%未満減少し、国の「事業復活支援金」を90万円受給した場合

(A) の場合 : 150万円 × 2/5
= 60万円 > 40万円 (上限額) **交付額40万円**

(B) の場合 : 90万円 × 2/5
= 36万円 > 24万円 (上限額) **交付額24万円**

算定例2【個人事業者の場合】

(A) : 売上が50%以上減少し、国の「事業復活支援金」を50万円受給した場合

(B) : 売上が30%以上50%未満減少し、国の「事業復活支援金」を30万円受給した場合

(A) の場合 : 50万円 × 2/5
= 20万円 (上限額) **交付額20万円**

(B) の場合 : 30万円 × 2/5
= 12万円 (上限額) **交付額12万円**

4 申請後（申請後の流れ・不正受給時の対応）

申請後の流れ

- ・ 申請の内容・証拠書類等を確認します。
- ・ 不明な点が発生した場合、申請書に記載の連絡先にお電話で確認させていただきます。
- ・ 申請内容に不備等が無ければ、申請時に入力いただいた金融機関口座（国「事業復活支援金の振込みのお知らせ」に記載の口座）に、熊本県事業復活おうえん給付金事務局から給付金を振り込みます。
- ・ 確認が終了した際には、交付決定通知書（不交付の場合には不交付決定通知書）を発送しますので、通知が到着しましたら、内容をご確認ください。
※通知の到着前に振込みが行われる場合があることを予めご了承ください。

不正受給時の対応

提出された申請書等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、給付金の返還請求を行います。また、必要に応じて、申請者の氏名等を公表します。

※「誓約書」（P6を参照）を必ず確認の上、申請してください。

お問合せ

熊本県事業復活おうえん給付金事務局
096-312-3777

受付時間 9：00～17：00（平日（祝日を除く）のみ）

※ 2022年4月1日（金）午前9時から開通